

## 第2回筑波大学交通安全会理事会次第

1. 日時 平成14年4月25日(木) 17時30分～
2. 場所 本部管理棟6階第2会議室
3. 議事

### (審議事項)

- (1) 第1回理事会議事録の確認について
- (2) 平成13年度決算報告について
- (3) 筑波大学交通安全会の違反車両取扱いマニュアルについて
- (4) 平成14年度予算案について
- (5) 駐車場割振及び運用方針について
- (6) その他

### (報告事項)

- (1) 交通整理等業務委託契約について
- (2) 会計処理の流れ
- (3) 現状報告について
- (4) その他

### 配布資料

- |                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 第1回理事会議事録                 | ・・・・・・・・資料1 |
| (2) 平成13年度決算報告書               | ・・・・・・・・資料2 |
| (3) 筑波大学交通安全会の違反車両取扱いマニュアル(案) | ・・・・・・・・資料3 |
| (4) 平成14年度予算(案)               | ・・・・・・・・資料4 |
| (5) 駐車場割振表他                   | ・・・・・・・・資料5 |
| (6) 構内駐車場内交通整理等業務仕様他          | ・・・・・・・・資料6 |
| (7) 会計処理の流れ                   | ・・・・・・・・資料7 |
| (8) 駐車場有料化に伴う質問等              | ・・・・・・・・資料8 |
| (9) 筑波大学交通安全会役員名簿             | 参考資料        |

## 第1回筑波大学交通安全会理事会議事録

1. 日時 平成14年2月27日(水) 17時30分～18時50分
2. 場所 本部管理棟6階第2会議室
3. 出席者 富江、水野、高橋、角井、金田、大谷、諏訪、山崎、吉村、大西、萩原、岩崎、大嶋、石田、  
(委任出席者) 向島、谷村、坂庭、能勢、鈴木、原、小田、菊地
4. 列席者 (総務部) 伊豆島、岡田、丹藤 (経理部) 金澤、神矢、  
(学生部) 安田、望月、五木田、岡部、(施設部) 大毛

### 5. 配付資料

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 筑波大学交通安全会会則                              | 資料1   |
| (2) 筑波大学筑波地区構内駐車場の交通整理等に関する覚書(案)             | 資料2   |
| (3) 平成14年度筑波大学交通安全会事業計画(案)                   | 資料3   |
| (4) 交通安全会入会手続の方法等について(案)                     | 資料4・1 |
| (5) 夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費について(案) | 資料4・2 |
| (6) 会則第9条に規定する理事の選出に関する申合せについて(案)            | 資料5   |
| (7) 交通整理等業務委託契約の概要について(案)                    | 資料6   |
| (8) 常習違反車両に対する移動排除の取扱いについて(案)                | 資料7   |
| (9) 平成13年度交通安全会決算の概要について(案)                  | 資料8   |
| (10) 筑波大学交通安全会の設立について                        | 資料9   |
| (11) 交通安全会監事について                             | 資料10  |
| (12) 平成14年度交通安全会収支見込みについて(案)                 | 資料11  |
| (13) 筑波大学学内交通規制実施要綱新旧対照表(案)等                 | 資料12  |
| (14) 今後のシケジュールについて(案)                        | 資料13  |
| (15) 交通安全会事務局について                            | 資料14  |

### 6. 議事

議事に先立ち、会長より、本日欠席の理事からは、会長へ本会の議事すべてが委任されており、本会は成立している旨説明があった。

#### 報告事項

- (1) 筑波大学交通安全会の設立認可について

審議事項に先立ち、会長より資料9に基づき、学長に対して筑波大学交通安全会の設立申請をし、許可されたこと、評議会においても報告・了承を得た旨の報告があった。

#### 審議事項

- (1) 筑波大学筑波地区構内駐車場の交通整理等に関する覚書について

事務局より、資料2に基づき、発起人会において了承された試案を一部修正した旨説明があり、承認された。

- (2) 平成14年度筑波大学交通安全会事業計画について

事務局より、資料3に基づき、入会及び会費徴収に係る事業、交通整理及び違反車両取締りに係る事業等について説明があり、承認された。

(3) 交通安全会入会手続の方法等について

事務局より、会則中、別に定めることとなっている「交通安全会入会手続の方法等について」及び「夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費について」それぞれ、資料4-1、資料4-2に基づき説明があり、承認された。又、会長より事務的な制定手続きについては一任願いたいとの発言があり、了承された。

(4) 会則第9条に規定する理事の選出に関する申合せについて

事務局より、資料5に基づき、説明があり、承認された。

(5) 交通整理等業務委託契約の概要について

事務局より、資料6に基づき、説明があり、承認された。又、会長より契約等の諸手続きについては一任願いたいとの発言があり、了承された。

(6) 常習違反車両に対する移動排除の取扱いについて

事務局より、交通安全対策委員会において審議・承認された資料7に基づき、その執行手続等について説明があり、承認された。

なお、会長より、大学と同様の、本会における「違反車両取扱マニュアル」を作成し、移動排除を行いたい旨説明があり、承認された。

(7) 平成13年度交通安全会決算の概要について

事務局より、資料8に基づき、説明があり、承認された。

報告事項

(2) 交通安全会監事について

会長より、会則第10条に規定する監事を資料10のとおり、指名したい旨説明があり、了承された。

又、会長より、会則第8条に規定する会長の会務を代行する理事については水野理事に指名したい旨説明があり、了承された。

(3) 平成14年度交通安全会収支見込みについて

事務局より、資料11に基づき説明があり、一部修正の上、次回理事会に平成14年度予算案として提案することとして了承された。

(4) 筑波大学学内交通規制実施要綱等の改正等について

事務局より、資料12に基づき説明があり、会長より、本会も大学の規則に沿って取り扱いたい旨発言があり、了承された。

(5) 今後のシケジュールについて

事務局より、資料13に基づき、3月及び4月の詳細なスケジュールについて説明があり、了承された。

(6) 交通安全会事務局について

事務局より、資料14に基づき説明があり、了承された。

## 平成13年度交通安全会決算書

会計期間；自14年2月1日至平成14年3月31日

## 1. 収入の部

雑収入	20,000円
内訳	(1,000円×17人) + (3,000円×1人)
合計	<u>20,000円</u>




## 2. 支出の部

消耗品費	
会長公印	10,000円
コピー用紙	1,197円
次年度繰越金	8,803円
合計	<u>20,000円</u>

上記のとおり相違ないことを確認しました。

平成14年4月8日

監事

金澤正雄 久田健一郎 新見綾子 

## 筑波大学交通安全会の違反車両取扱マニュアル

(平成 年 月 日制定)

## 1 警告書及び駐車違反シール（別記様式第1及び第2）（以下「警告書等」という。）の貼付について

## (1) 警告書等の貼付

① 原則として駐車違反車両取締要員（以下「取締要員」という。）が、所定の巡回コース（別に定める。）に従って駐車違反車両の取締りを行い、駐車違反車両を発見したときは、別表第1欄の区分に応じ、同表第2欄の警告書等を運転席側面の窓ガラスに貼付するとともに、同表第3欄の違反点数を付し、累積するものとする。ただし、違反行為をしないで6月を経過した場合は、当該期間前の違反点数は累積しないものとする。

② 違反点数が7点に達した場合は、警告書（別紙1）を貼付する。

## (2) 駐車違反車両の取締り時間

取締要員：平日（月～金曜日 8:30～翌日1:00）とする。

## (3) 警告書等の貼付の報告

取締要員は、警告書等を貼付したときは「駐車違反警告書等貼付報告書」（別紙2）を作成し、翌日交通安全会へ提出する。

## (4) その他

取締要員は、駐車違反車両を発見したときは、当該車両が常習違反車両か否かを「常習違反車両一覧表」（別紙3）で確認し、常習違反車両である場合は上記1（1）②及び次項以下により取り扱うものとする。

## 2 常習違反車両の施錠等について

常習違反車両となって、さらに違反行為がなされた場合（違反累積点数8点以上）には、車輪施錠等を次のとおり行うものとする。

## (1) 車輪施錠

① 車輪施錠は、取締要員が行う。

「パーキングロックの鍵（マスターキー）は取締要員が保管する。」

- ② 車輪施錠は、空き地（本部棟南駐車場脇等）及び芝生、植え込み等で交通に障害がない状態での駐車違反の場合には違反行為をした場所において行う。
- ③ 車輪施錠は、運転席側の前輪にパーキングロックにより施錠する。（車両に損傷が生じないように十分注意して取り扱うこと。）
- ④ 車輪施錠したときは、運転席側面の窓ガラスに「通知（車輪施錠）」（別紙４の１）を貼付する。
- ⑤ 車輪施錠した車両について、駐車違反の場所において、違反状態等の現況を記録した「車輪施錠等報告書」（別紙５）を作成する。〔違反状態及び施錠前、施錠後の車両の状態の現況写真（日時、場所、登録番号を明示）を添付する。〕

## （２）移動排除

- ① 移動排除は、緊急自動車の通行妨害又は著しく交通の障害となる場所に駐車している場合に車両を移動し車輪施錠する。  
ただし、（１）②の場合で違反者から翌日までに開錠の申し出がない場合は、その翌日に移動し車輪施錠する。
- ② 常習違反車両がさらに違反を繰り返し、施錠回数が３回目以上となる場合には、車両を移動し車輪施錠する。
- ③ 移動排除は、レッカー業者に依頼し、体芸事務区に移動する。これに要する費用は、当該車両の利用者の負担とする。（車両に損傷が生じないように十分注意して取り扱うこと。）
- ④ 移動排除した車両が駐車していた場所に、「通知（移動排除）」（別紙４の２）を貼付したカラーコーン等を設置する。
- ⑤ 移動排除し、車輪施錠したときは、運転席側面の窓ガラスに、「通知（車輪施錠）」を貼付する。
- ⑥ 移動排除した車両について、駐車違反の場所において、違反状態等の現況を記録した「車輪施錠等報告書」（別紙５）を作成する。〔違反状態及び施錠前、施錠後の車両の状態の現況写真（日時、場所、登録番号を明示）を添付する。〕

## （３）車輪施錠、移動排除の報告

- ① 取締要員は、車輪施錠、移動排除をしたときは、常習違反車両一覧表に車輪施錠等した日付を記入し、車輪施錠等報告書を、直ちに交通安全会に送付する。
- ② 交通安全会は、常習違反車両一覧表に車輪施錠等した日付を記入し、車輪施錠等報告書を直ちに学生宿舍居住の学生の場合は厚生課に、学生（学生宿舍居住の学生を除く）の場合は所属する各事務区学務・学生担当及び短期大学課教務係に、教職員の場合は人事課に、その他の場合は管財課に送付する。

### 3 車輪施錠の解錠及び車両引渡等について

#### (1) 常習違反車両

- ① 車輪施錠の解錠又は車両引渡は、取締要員が行う。
- ② 車輪施錠の解錠又は車両引渡の申し出が交通安全会にあったときは、交通安全会は、学生宿舎居住の学生の場合は厚生課に、学生（学生宿舎居住の学生を除く）の場合は所属する各事務区学務・学生担当及び短期大学課教務係に、教職員の場合は人事課に、その他の場合は管財課に出頭するよう指示する。
- ③ 交通安全会は、大学担当部局より車輪施錠の解錠又は車両引渡の指示があったときは、取締要員に解錠又は車両引渡を指示し、終了した場合は、指示のあった大学担当部局及び管財課に報告する。
- ④ 車輪施錠の解錠又は車両引渡は、平日（月～金曜日 8：30～17：00）とする。ただし祝日等の休日を除く。  
当日 17：00 までに申し出がない場合は、翌日まで解錠又は車両引渡はしない。翌日が祝日等の休日の場合は、休み明けの日とする。

別 表

号	第 1 欄 (駐 車 禁 止 場 所)	第 2 欄 (警 告 書)	第 3 欄 (違反点数)
5 7 8	一方通行路 指定車両以外の車両の指定駐車場の駐車 大学会館北側及び中央図書館南側の車止めから 3メートル以内の部分	別記様式第1 (赤 色)	3点
10 11 12 13	駐車場等の道路に接する出入口から、3メートル 以内の部分 8以外の車止めから3メートル以内の部分 本部等玄関周辺 歩道	別記様式第1 (黄 色)	2点
14 15 18	芝生、植え込み等 駐車場内の駐車スペース外駐車 駐車証・臨時駐車証・特定駐車証・臨時入構証 特別入構証の不表示駐車	別記様式第2	1点



(別記様式第1)

## 警告書

この車両は、構内駐車禁止場所に駐車しています。  
この車両の登録番号は控えてありますので、今後駐車違反を発見したときは、パーキングロックを取付け、車両を動かすことができないように措置することがあります。

違反日時	月 日 時 分 ころ
違反場所	地区, 駐車場No. その他 ( )
違反種別	筑波大学構内駐車違反車両取扱要領 別表第 号
違反車両	

この車両は、筑波大学の構内駐車違反車両取扱要領により駐車違反となります。

なお、構内の交通に障害となる場合には、移動排除の措置をとることがあります。

不明な点は筑波大学交通安全会駐車違反車両取締詰所へお問い合わせ下さい。

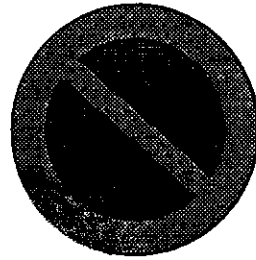
駐車違反車両取締詰所 (電話 0298-53- 番)

筑波大学交通安全会

取扱者 印

- 備考
- 1 大きさは、A5縦とする。
  - 2 文字の色は紺色又は黒色とする。
  - 3 地の色彩は、違反点数3点については赤色、違反点数2点については黄色とする。

(別記様式第2)



## 駐 車 違 反

違反日時	月 日 時 分 ころ
違反場所	地区, 駐車場No. その他 ( )
違反種別	筑波大学構内駐車違反車両取扱要領 別表第 号
違反車両	

この車両は、筑波大学の構内駐車違反車両取扱要領により駐車違反となります。

なお、構内の交通に障害となる場合には、移動排除の措置をとることがあります。

不明な点は筑波大学交通安全会駐車違反車両取締詰所へお問い合わせ下さい。

駐車違反車両取締詰所 (電話 0298-53- 番)

筑 波 大 学 交 通 安 全 会

取扱者 印

- 備考
- 1 大きさは、A5縦とする。
  - 2 文字の色は紺色又は黒色、地の色彩は白色とする。
  - 3 駐車違反標識は標識と同色とする。

# 警告書 (常習違反)

この車両は、違反点数が7点以上になりました。  
さらに違反行為を行った場合は、車両施錠の措置をとります。

平成 年 月 日

筑波大学交通安全会

登録番号 \_\_\_\_\_

- 備考 1 大きさは、A5横とする。  
2 文字の色は紺色又は黒色とする。

# 駐車違反警告書等貼付報告書

警備地区

平成 年 月 日 朝  
天候 ( )

管理長 \_\_\_\_\_ 印

区 分 場 所	警告書等貼付 (駐車違反伝票を車両運転席ガラスに貼付)									
	号	登録番号	号	登録番号	号	登録番号	号	登録番号	号	登録番号
一の矢学生宿舎 周辺及び路上										
計 台 : 頃										
第一学群 周辺及び路上										
計 台 : 頃										
第二学群 周辺及び路上										
計 台 : 頃										
第三学群 周辺及び路上										
計 台 : 頃										
本部地区 周辺及び路上										
計 台 : 頃										
大 学 会 館 入 口 周 辺										
計 台 : 頃										
体 芸 学 群 周 辺 及 び 路 上										
計 台 : 頃										
平砂・追越学生宿舎 周 辺 及 び 路 上										
計 台 : 頃										
医 学 専 門 学 群 周 辺 及 び 路 上										
計 台 : 頃										
合 計 台	小 計	台	小 計	台	小 計	台	小 計	台	小 計	台
特 記 事 項										

(注) 1. 号の欄は、筑波大学駐車違反車両取扱要領の別表第1欄の駐車禁止場所の番号を記入してください。  
 2. 場所の欄の時間は、巡回したおおよその時間を記入してください。

常習違反車両一覧表

平成 年 月 日現在

登録番号	点

登録番号	点

登録番号	点




常習違反車両一覧表

記載要領

①—平成 年 月 日現在

6～399 —②

407～1191

1227～5578

登録番号	点
土浦 52 ち 6	8
土浦 40 む 40	10
土浦 52 そ 186	13
土浦 59 め 247	12
栃木 54 も 399	8

登録番号	点
土浦 59 め 407	12
土浦 500 は 515	8
土浦 302 て 975	11
土浦 330 さ 1022	7
土浦 58 ほ 1191	8

登録番号	点
土浦 50 し 1227	12
土浦 52 あ 2622	8
土浦 41 み 3346	11
土浦 330 か 4499	7
土浦 300 そ 5578	8

③

①は、一覧表を作成した日付である。

②は、登録番号の下4桁の数字を若い順に並べたものである。巡回時に発見した違反車両が、この一覧表（違反累積点数5点以上）に記入されているかを確認する。

③は、違反点数の累計である。

# 通 知 (車輪施錠)

この車両は、駐車違反をしているので車輪施錠の措置をとりました。

この車両の運転手は、本日17:00 までに筑波大学交通安全会 (☎0298-53- ) まで申出てください

申出がない場合は、移動排除の措置をとります。

平成 年 月 日

筑波大学交通安全会

登録番号 \_\_\_\_\_

- 備考 1 大きさは、A4横とする。  
2 文字の色は紺色又は黒色とする。

# 通 知 (移動排除)

ここに駐車していた車両は、駐車違反であるので移動排除並びに車輪施錠の措置をとりました。

この車両の運転手は、本日17:00 までに筑波大学交通安全会 (☎0298-53- ) まで申出てください

申出がない場合は、解除しません。

平成 年 月 日

筑波大学交通安全会

登録番号 \_\_\_\_\_

- 備考 1 大きさは、A4横とする。  
2 文字の色は紺色又は黒色とする。

(別紙5)

# 車輪施錠等報告書

1 施錠日 平成 年 月 日 時 分

2 違反場所

●中地区

23中地区

⑤仮設第三学群北

②仮設工作センター北

③仮設施設部西

④仮設施設部東

⑤仮設本部棟南

16本部外来

●南地区

37南地区

⑦仮設体芸西

39大学会館外来

●西地区

37西地区

54医学北

②仮設西地区

●その他 \_\_\_\_\_

3 自動車登録番号 \_\_\_\_\_

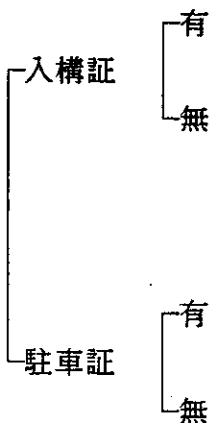
鍵番号 No. \_\_\_\_\_

4 違反の状況: 駐車違反車両取扱要領別表第1欄 \_\_\_\_\_ 号該当

5 車両の状態: 1 傷等なし

2 傷等あり(記入)

※ 写真を別途添付



解錠:	1	学内交通規則の遵守指導日	平成	年	月	日
	2	誓約書の提出日	平成	年	月	日
	3	解錠日	平成	年	月	日



## 平成14年度予算(案)

## 1. 収入の部

項 目		人 数	単 価	収 入 見 込 額
会 費	14年4月22日現在	3,453名		21,897,800円
	第三学群ゲート(学生分)パスカード込	524	10,500	5,502,000
	一般(学生分)	635	4,400	2,794,000
	職員保留分(7か月利用見込)	207	3,500	724,500
	第三ゲート保留分( )	84	6,900	579,600
	夜間、土日用	50	3,600	180,000
	臨時入構者分	2,000	50	100,000
預金利息				1,000
前年度繰越額				8,803
計				31,787,703

## 2. 支出の部

項 目		支 出 予 定 額
業務委託費	駐車違反取締等、整理業務 6人	16,401,000円
ゲート維持費	第三 496千円、松見 308千円	804,000
人件費	常勤1名、非常勤1名	4,720,000
事務費	整理員等控室の什器等	1,000,000
	ソフトウェア開発費、データ入力料等	1,400,000
消耗品費	許可シール、違反シール等	1,557,000
	パスカード購入費 第三2,000 松見1,000	1,800,000
予備費	松見口ゲート改造費	1,260,000
	ゲート設置準備金等	2,797,703
その他	銀行振込手数料(支払)	24,000
計		31,372,703

駐車場毎割り振り台数一覧(駐車場毎)

駐車場No.	駐車場名	収容台数	職員用	学生用	宿舍居住学生用	一般外来用	業務委託者	管財課保留	備考
1	一の矢	51			51				
2	一の矢共用棟	34			34				
3	一の矢北	102			102				
4	一の矢南	25			25				
5	植物園	7						7	
6	農林技術センター	56	32					24	
10	隆城環境研究センター	14	9					5	
11	本部	90	90						うち2台は緊急車専用(学生部で管財受付)
13	低温・工作センター	18	16					2	
14	加速器センター	38	32					6	
15	図書館	80	80						
16	本部外来	195		130		13	52		第一事務区学生
17	第一学群	67	67						
18	中央機械室	28	28						
19	自然系学系	28	28						
21	本部北-2	129	129						
22	本部北-1	152	152						
23	中地区	324	190	100			34		第二事務区学生
24	工学系	90	90						
25	施設部	74	64					10	
30	大学会館	54	57				6		学情センター(9台)追加受付
31	体芸北	39	39						
32	合宿所	15	15						
33	体芸	104	96				8		
34	芸術北	25	25						
35	体芸西	24	24						
36	芸術	32	32						
37	南地区	320		173		146	1		体芸・医学・短大
39	大学会館外来	91	7			29	55		
50	平砂共用棟	15						15	
52	平砂	72			72				
53	平砂東	31			31				
54	医学北	196	196						
55	医学中央機械室	15	15						
56	看護婦非常勤講師	126	123		3				
57	医学	115	115						
58	追越東	108			90		18		18台(外国人宿舎9台、客員宿舎9台)
61	看護婦宿舎	44	44						
63	松貝口	396	396						
AA	プラズマ研究センター	22	22						
K10	仮設医学東	139	139						
K13	仮設特殊診療棟西	78	77					1	
K18	仮設留学生北	84			84				
K22	仮設工作センター北	83		50		33			第三事務区学生
K23	仮設西地区	156	121	35					医学事務区学生
K25	仮設第三学群北	889	310	519			60		第一・第二・第三事務区学生
K26	仮設一の矢共用棟	79			79				
K27	仮設追越西	74			74				
K28	仮設西地区北	159	48	95			16		医学事務区学生
K3	仮設施設部西	25	12					13	
K4	仮設施設部東	113	87					26	
K5	仮設本部棟南	424	371			46	7		
K7	仮設体芸西	188	92	70			21	5	体芸事務区学生
K8	仮設体育センター北	51	51						
K9	仮設平砂西	46	46						
	計	6,034	3,567	1,172	645	267	317	75	
	%	100.0%	59.1%	19.4%	10.7%	4.4%	5.3%	1.2%	

## 駐車場毎割り振り台数一覧(交付部局毎)

担当部局	交付部局コード	割振台数 (A)	申請台数 (B)	未申請数 (A) - (B)	申請割合
総務部	AA	103	92	11	89.3%
経理部	AB	71	70	1	98.6%
学務部	AC	54	38	16	70.4%
研究協力部	AD	42	34	8	81.0%
学生部	AE	30	28	2	93.3%
病院部	BA	685	523	162	76.4%
図書館部	CA	107	58	49	54.2%
施設部	DA	40	38	2	95.0%
短期大学課	EA	37	36	1	97.3%
短期大学課(学務)	EB	28	0	28	0.0%
第一事務区(学務・学生担当)	FA	180	0	180	0.0%
第一事務区(経理担当)	FB	340	307	33	90.3%
第二事務区(学務・学生担当)	GA	269	0	269	0.0%
第二事務区(経理担当)	GB	424	344	80	81.1%
第三事務区(学務・学生担当)	HA	350	0	350	0.0%
第三事務区(経理担当)	HB	400	316	84	79.0%
体芸事務区(学務・学生担当)	JA	200	0	200	0.0%
体芸事務区(経理担当)	JB	276	182	94	65.9%
医学事務区(学務・学生担当)	KA	145	0	145	0.0%
医学事務区(経理担当)	KB	552	327	225	59.2%
先端学際領域研究センター	LA	60	40	20	66.7%
外国語センター	LB	57	21	36	36.8%
体育センター	LC	(体芸事務区発行)			
農林技術センター	LD	32	28	4	87.5%
教育機器センター	LE	8	8	0	100.0%
加速器センター	LF	13	13	0	100.0%
低温センター	LG	7	6	1	85.7%
学術情報処理センター	LH	35	18	17	51.4%
アイントープセンター	LJ	6	6	0	100.0%
分析センター	LK	6	6	0	100.0%
工作センター	LL	9	9	0	100.0%
陸域環境研究センター	LM	9	7	2	77.8%
生命科学動物資源センター	LN	(医学事務区発行)			
プラズマ研究センター	LP	22	15	7	68.2%
留学生センター	LQ	12	12	0	100.0%
遺伝子実験センター	LR	17	17	0	100.0%
陽子線医学利用研究センター	LS	(医学事務区発行)			
アドミッションセンター	LT	(学務部発行)			
計算物理研究センター	LU	13	13	0	100.0%
保健管理センター	LV	33	13	20	39.4%
大学会館	LW	4	4	0	100.0%
厚生課(一の矢学生宿舎)	MA	375	0	375	0.0%
厚生課(平砂学生宿舎)	MB	164	63	101	38.4%
厚生課(追越学生宿舎)	MC	185	0	185	0.0%
経理部管財課(委託業者)	NA	301	228	73	75.7%
合 計		5,701	2,920	2,781	51.2%

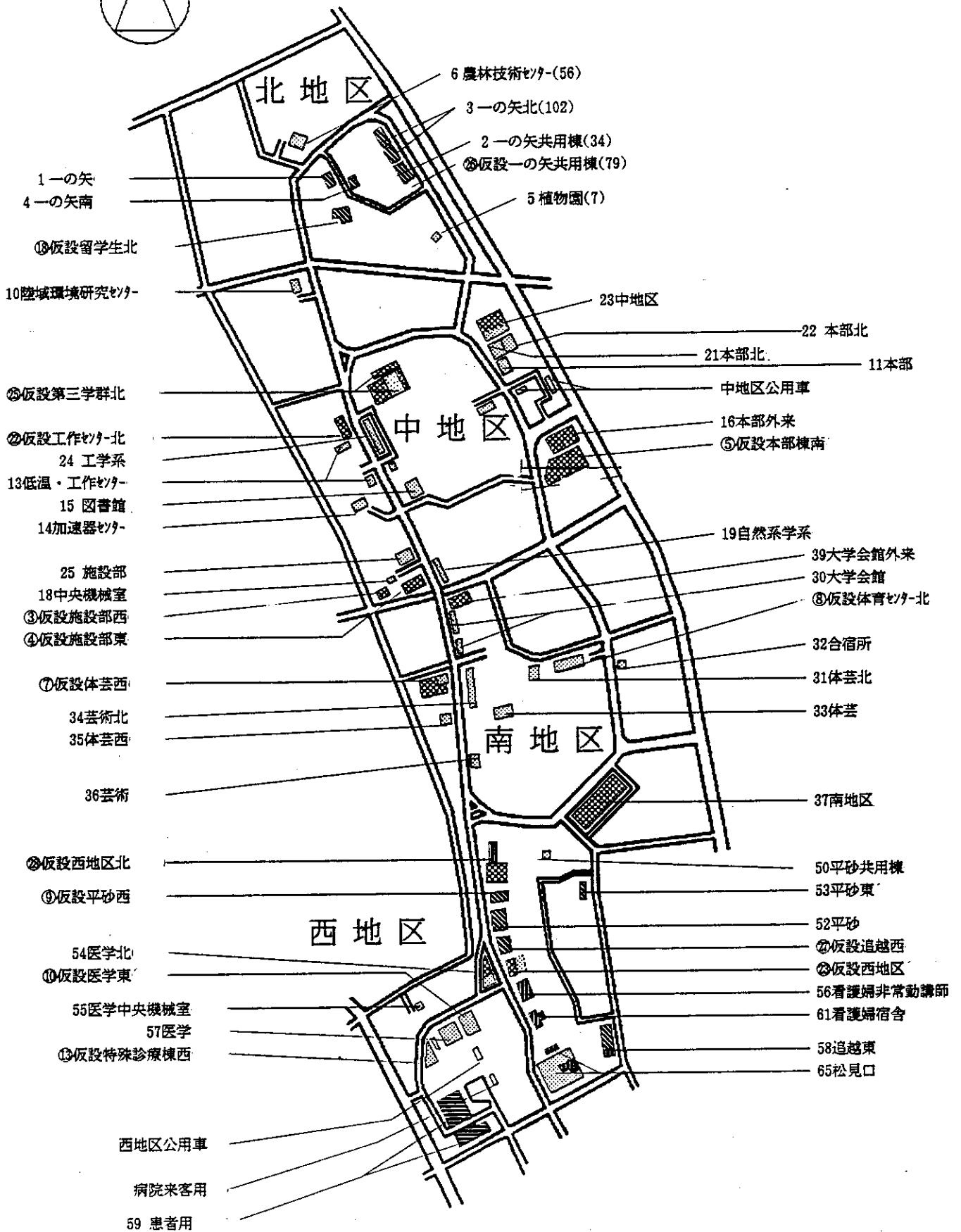
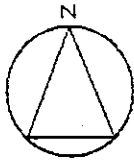
\* 申請台数は、4月23日現在

## 事務区（学務・学生担当）別申請件数一覧

交付部局	割振台数 (A)	申請台数 (B)	過不足台数 C = A - B	備 考
第一事務区	180	203	△23	130 は本部外来、50 は仮設第三学群北駐車場（ゲート付）分
第二事務区	269	344	△75	100 は、169 は仮設第三学群北駐車場分（ゲート付）
第三事務区	350	345	5	300 は仮設第三学群北駐車場分、50 は仮設工作センター北
体芸事務区	200	85	115	130 は南地区駐車場、70 は仮設体芸西
医学事務区	145	138	7	38 は南地区、27 は仮設西地区、80 は仮設西地区北駐車場
短期大学	28	25	3	5 は南地区、8 は仮設西地区、15 は仮設西地区北
計	1,172	1,140	32	

\*申請者は、学群及び研究科の正規学生のみである。（研究生及び科目履修生等は含まない）

# 筑波大学駐車場配置図



## 別紙

## 筑波大学構内駐車場内交通整理等業務仕様

## 1 業務の対象

筑波大学構内駐車場内とする。(付属病院外来患者用駐車場を除く。)

## 2 業務の目的

大学内駐車場内の平穏を維持し交通事故の防止を図るため、「筑波大学学内交通規制実施要項」及び「筑波大学交通安全会の違反車両取扱マニュアル」に基き駐車場内交通整理及び違反車両に対し所要の処置を行い(学生宿舍、看護婦等宿舍地区も同様とする。)、甲の業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

## 3 業務の内容

2名が乗車する自動車2台により、北回りコース3回、南回りコース3回、17時以降は2名が乗車する自動車1台により3回の巡回とし、次の業務を行うものとする。

## (1) 駐車場(付属病院外来患者用駐車場を除く。)の取り締まり

- ① 各駐車場の駐車違反車両の確認(17時以降は宿舍地区「看護婦宿舍を含む」のみとする)
- ② 駐車違反車両に対する警告書の貼付、車輪施錠及び解錠、移動排除及び記録(駐車場番号、車両番号、時刻)

## (2) 報告等

別紙「交通整理等日誌」[(北、南)回り、(北宿舍、西宿舍)回り]によるものとする。

## 4 業務従事者の資格及び配置人員

節度と良識を兼ね備えた原則として65歳までの心身共に健全な成人で、交通規制等業務を十分に遂行できる能力を有する者を6名「8:30~17:00までの間に4名、17:00~翌日1:00までの間に2名」配置すること。

なお、平均年齢は56歳以下となるよう配置すること。

## 5 勤務体制

- (1) 月曜日から金曜日の8時30分から17時、17時から翌日1時までとする。

(休憩時間は12時30分から13時、21時から21時30分とする。)

- (2) 土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日並びに年末・年始の休日(12月29日から翌年1月3日)は業務を要しない。

## 6 その他

- (1) 乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた時は、乙はその賠償の責を負うものとする。
- (2) 乙は、業務上知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

また、業務を退いた後も同様とする。

- (3) この仕様書は、業務の大要を示すものであるから、現場の状況に応じ軽微な業務は、本仕様書に記載されていない事項であっても、甲が管理上必要と認めた場合は、甲・乙協議のうえ契約金額の範囲内で実施するものとする。

- (4) 使用自動車

イ. 乙の使用する自動車は、道路運送車両法（以下「車両法」という。）第3条で規定する排気量1,000cc以上の新規登録5年以内のガソリン車とし、且つ車両法第60条に基づく自動車車検証の交付を受けている車両であること。

なお、低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知）の指針値が確保されるように考慮して定めている「低排出ガス車認定実施要領（平成11年運輸省告示）」の基準に適合することが望ましい。

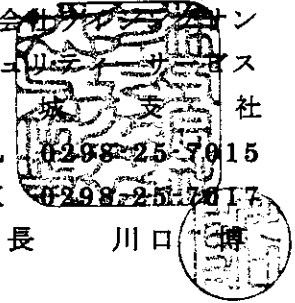
ロ. 車両には前席両側のドアの部分に「交通安全会パトロール」と明記し、黄色の回転灯を屋根に設置すること。

# 御見積書

平成14年 4月18日

交通安全会 御中

株式会社  
セキュリティ  
茨城支社  
TEL 0298-25-7015  
FAX 0298-25-7017  
支社長 川口



下記の通り御見積り致します。

## 記

- ◎警備料金 金 ¥15,620,000(外税)
- ◎警備対象 物件名 筑波大学構内駐車場内交通整理等業務一式
- ◎期 間 平成14年5月1日より平成15年3月31日まで

区 分	担 当 時 間	内 訳
常 駐 警 備 (構内車両取締り業務)	08:30~17:00 17:00~01:00 (待機時間含む) ※年末年始/土日祝祭日を除く	@¥1,420,000(月額) ×11ヶ月 =¥15,620,000

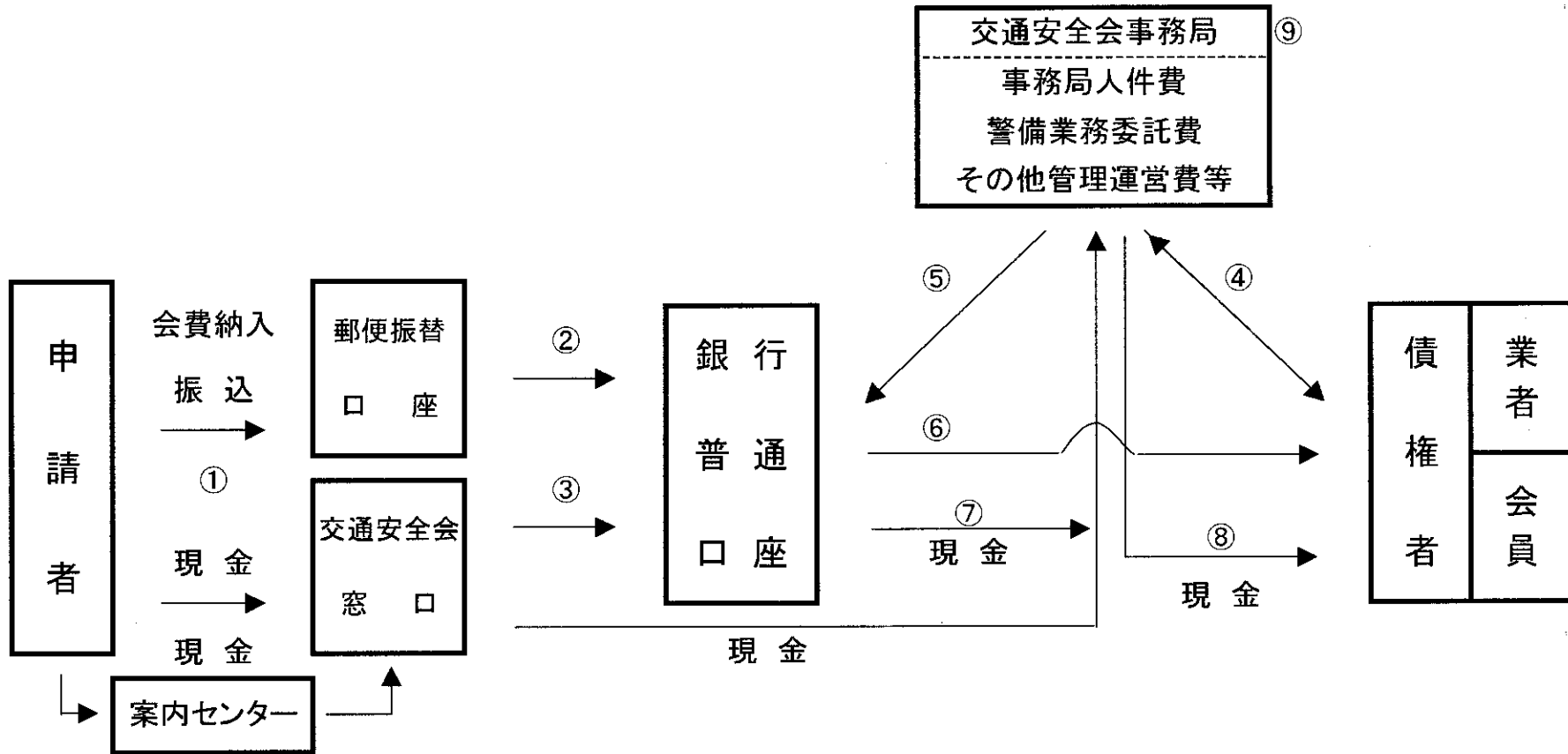
- ◎消費税 上記警備料金の他5%の消費税を申し受けます。
- ◎支払方法 当社銀行口座にお振込み願います。

見積有効期限 3ヶ月

責任者	顧問	担当者



# 筑波大学交通安全会会計処理の流れ



## 事務処理

- ① 収入計算書
- ② 郵便振出払出依頼書
- ③ 預け入れ票
- ④ 支払決議書(契約、納品、請求)、還付請求書
- ⑤ 払戻請求書、振込依頼書
- ⑥ 支払(口座振込)
- ⑦ 払戻請求書
- ⑧ 支払(現金)
- ⑨ 現金出納簿

(1) 交通安全会会費の還付について

筑波大学構内駐車場の利用期間の短縮等に伴う筑波大学交通会会費の還付については、次のとおりとする。

- ① それぞれ許可された利用形態において、残存有効期間が1ヶ月以上有すること。
- ② 還付額は、利用形態毎の月額単価に残存月数を乗じた額とすること。
- ③ 残存月数は、交通安全会に「会費還付請求書」(別紙1)を提出し、受理した日の翌月分から起算する。
- ④ 会費の還付は、交通安全会窓口にて現金で行うものとする。

ただし、これに拠りがたい場合は、銀行振込等により還付するものとするが振込手数料等、処理に要する費用は還付額から控除する。控除出来ない場合は、この限りでない。

(2) 交通安全会会費の過誤納について

- ① 過払いによる還付は、交通安全会に「会費還付請求書」(別紙2)を提出し、現金にて当該金額の返還を受けるものとする。

ただし、これに拠りがたい場合は、銀行振込等により還付するものとするが振込手数料等、処理に要する費用は還付額から控除する。控除出来ない場合は、この限りでない。

- ② 過小払いによる不足額については、交通安全会に当該金額を直接払い込むものとする。

ただし、これに拠りがたい場合は、交通安全会指定口座に払い込みのうえ、払込金受領書を交通安全会に提出する。

別紙 1

会費還付請求書 No.

年 月 日

筑波大学 交通安全会 殿

(所属) (氏名)

印

筑波大学構内駐車場は 月 日限り利用しなくなりましたので、  
ヶ月分の会費 円の還付を、交付を受けた駐車証（シール）  
を添えて請求します

返還金領収証書 No.

年 月 日

金 円也 ( ヶ月分)

上記正に領収しました。

(所属) (氏名)

印

会費還付請求書 No.

年 月 日

筑波大学 交通安全会 殿

(所属) (氏名)

印

筑波大学構内駐車場を利用するた 交通安全会費 円、  
を納入しましたが、過払分 円を返還願います。

※ 払込票で確認

返還金領収証書 No.

年 月 日

金 円也 ( ヶ月分)

上記正に領収しました。

(所属) (氏名)

印

## 駐車場の有料化に伴う質問、苦情等

- 専攻によっては、所属学群と異なる場所で研究等を行う場合は？
- MC, DCの学生で所属対応事務区と異なるセンター等で研究等を行う場合は？
- ボランティア（一の矢日本語教室、図書館）に対する駐車証の交付は？
- 所謂、幽霊駐車場の取扱いは？
- 車を2台所有していて、交互に乗ってくる場合は？
- 短期雇用者のように1ヶ月毎に雇用更新する人が、ゲート付駐車場を利用する場合、毎月の利用料を加えて、その都度パスカード発行料（600円）を支払わなければならないか？
- 特定の期間だけを利用する場合の現金収納方法は？
- ポスドク（給与等は学士院）の取扱いは？
- 学生駐車場の絶対数が不足している。
- 研究生、科目履修生は、一般外来者でよいか？
- 身体障害者は無料で駐車場を与えられるが身障者手帳の無い、所謂、身体の不自由な人は、身体障害者と同様に扱ってよいか？
- 職員用交付申請書の二枚目「筑波大学交通安全会入会申込書」の付記1及び2について、次の個所について承服できない。
  - 1 「一切異議申し立てをしない」とあるが、これでは、学内交通規制実施要項及び構内駐車違反車両取扱要領についての不備等の指摘もできないことになるので、その個所を消した（線を引いて）上で、提出したい。
  - 2 ルームミラーの裏面に貼付すること、とあるが学外に出た場合容易に大学関係者と分かり、被害等を受ける危険性が高い（これまでの経験から）、また、人によっては貼付することを嫌う者もいると思われるので、必要なときにだけ表示できるようにしてはどうか。
- これまでは通勤認定距離が2km以内ということで通勤手当は支給されていなかったが、車通勤であり駐車場が貸与されていた。しかし、今回の有料化に伴う「職員等の自動車通勤に係る入構及び駐車について」（平成14年4月1日経理部長

裁定)の基準によると、通勤認定距離が2km未満については、駐車場が貸し与えられないことになる。しかし、マイカーで実測すると2.1kmあることも判明した。また、勤務実態を全く考慮していないこのような規則が事前に公表もされずに、突然出されたことに承服できない。

- 名誉教授については、これまで学長の配慮により駐車証を交付されていたが、有料化後も引き続き配慮願いたい。
- 附属病院では、絶対的な駐車場不足から一部職員及び常駐業者を外来患者用駐車場に割振る必要があるが、その場合の会費の取扱は？
- 医学研究科の院生から自分は診療も担当しており、殆ど大学にきているが、今回の駐車場が交付されない場合、診療にも支障がでる。これは、大学が診療しなくてもよいと判断していると理解してよいか。また、事務区でクレームは、管財課に行くよう指示されたが正規には、どのようにするのか？
- 非常勤職員で週1回しか大学に来ないのに常勤職員と同様に指定駐車場でなければならないと言われた。また、週1回の非常勤職員に指定駐車場を割振るのは、非効率的ではないか？
- ゲート付駐車場について、事前にパスカード代が必要となることのアナウンスが無かった。
- 昨年までは、駐車場を100%以上で運用して特に問題がなかったが、今回の100%運用では当然止められない車が出てくる。それについては、どうするのか。
- 今回の有料化についての基準等が事前に知らされていない。
- 抽選という方法は、それぞれの事情(遠方から通学している等)を全く考慮しないものであり、不当なものである。
- 駐車場のゲート化、有料化については理解するが、交通安全会の趣旨には賛同できないので、会費は払わない。
- 交通安全会会則を見せて欲しい、また、会費の使途及積算根拠を提示願いたい。

## 筑波大学交通安全会役員名簿

役 職 員	氏 名	任 期	選 出 区 分	備 考
学生生活担当副学長	富江 伸治	14. 4. 1~15. 3. 31	第8条	会 長
第一学群長(哲学・思想学系教授)	水野 建雄	14. 4. 1~15. 3. 31	第9条第2項 第1号	理 事
第二学群長(文芸・言語学系教授)	向嶋 成美	14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
第三学群長(機能工学系教授)	永井 啓之亮	14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
体育専門学群長(体育科学系教授)	高橋 健夫	14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
芸術専門学群長(芸術学系教授)	石井 武夫	14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
医学専門学群長(基礎医学系教授)	工藤 典雄	14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
医療技術短期大学部部長	坂庭 操	14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
附属病院長	能勢 忠男	14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
総務部長	金田 正男	14. 4. 1~15. 3. 31		第9条第2項 第2号
経理部長	大谷 潔	14. 4. 1~15. 3. 31	理 事	
学生部長	鈴木 洪一	14. 4. 1~15. 3. 31	理 事	
施設部長	原 正昭	14. 4. 1~15. 3. 31	理 事	
全学学類・専門学群代表者会議議長		14. 4. 25~15. 3. 31	第9条第2項 第3号	理 事
全学学類・専門学群代表者会議厚生委員会委員長		14. 4. 25~15. 3. 31		理 事
大学院修士課程地域研究研究科	吉村 武典	14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
大学院博士課程生物科学研究科	小田 篤	14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
医療技術短期大学部全学代表者会議議長		14. 4. 1~15. 3. 31		理 事
学生担当教官室長(現代語・現代文化学系教授)	石塚 茂清	14. 4. 1~15. 3. 31	第9条第2項第4号	理 事
体育センター長(体育科学系教授)	萩原 武久	14. 4. 1~15. 3. 31	第9条第2項第5号	理 事
企画調査室長	鈴木久敏	14. 4. 1~15. 3. 31	第9条第2項第6号	理 事
物質工学系教授	大嶋 健一	14. 4. 1~15. 3. 31	第9条第2項第7号	理 事
第三学群社会工学類長(社会工学系教授)	石田 東生	14. 4. 1~15. 3. 31	第9条第2項第8号	理 事